

令和元年度川崎市保育料金額表(月額)

保育所、認定こども園(2号、3号)、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育の保育料

(単位：円)

階層区分	定義	認可保育所、認定こども園(3号) 小規模保育(A型) 事業所内保育(保育所型)				小規模保育(B型) 事業所内保育(小規模型)				家庭的保育、 小規模保育(C型)		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		3歳未満児保育料		
		3歳未満児保育料				3歳未満児保育料				3歳未満児保育料		
		基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500
C2	市民税所得割相当額(※) 5,000 円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	
C3	5,000 円以上 48,600 円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900	30,000
C4	48,600 円以上 50,400 円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	
C5	50,400 円以上 60,000 円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	
C6	60,000 円以上 70,800 円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	
C7	70,800 円以上 84,600 円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800	
C8	84,600 円以上 97,000 円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050	
C9	97,000 円以上 108,600 円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	
C10	108,600 円以上 123,000 円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450	
C11	123,000 円以上 138,600 円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	44,500
C12	138,600 円以上 154,200 円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900	
C13	154,200 円以上 169,000 円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	61,000
C14	169,000 円以上 183,900 円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	
C15	183,900 円以上 204,600 円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000	
C16	204,600 円以上 234,600 円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	
C17	234,600 円以上 258,600 円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	45,600	22,800	44,900	22,400	36,500	18,250	
C18	258,600 円以上 276,600 円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900	
C19	276,600 円以上 301,000 円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	
C20	301,000 円以上 321,700 円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	
C21	321,700 円以上 341,200 円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	80,000
C22	341,200 円以上 366,700 円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350	
C23	366,700 円以上 397,000 円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650	104,000
C24	397,000 円以上 475,300 円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	
C25	475,300 円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450	

注1 市民税所得割相当額(※)

川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、県費教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、平成30年度より市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を従前の税率6%相当に換算の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附金控除等の適用はありません。

注2 幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月以降、**3歳以上児の保育料は無料です。**

注3 この表の市民税の額は、平成31年4月～令和元年8月分保育料については、世帯の平成30年度市民税額の年額、令和元年9月～令和2年8月分保育料については、世帯の令和元年度(平成31年度)市民税額の年額となります。

注4 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第2子目の保育料です。(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減の適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が撤廃されています。)

注5 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)です。(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減の適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が撤廃されています。)

注6 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注7 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。(AB階層を除く)

幼稚園、認定こども園(1号)の保育料

子ども・子育て支援新制度の施設型給付の対象となる幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）については、世帯の所得に関わらず、3歳以上（※）のすべての園児の保育料は無料です。ただし、各園が決定している特定負担額や実費徴収している費用については、無償化の対象外です。

私学助成を受ける幼稚園については、各幼稚園が定める保育料となりますが、園によっては、保育料の他に、その他の諸費用（上乗せ徴収・実費徴収）がかかる場合がありますので、必ず事前に園に確認してください。

※満3歳児については、通常の幼稚園教育と同じ日数・時間数のクラスの園児の保育料は無料です。

(1) 保育料について

ア 施設型給付幼稚園・認定こども園(1号)

市が決定する利用者負担額を0円とします。

特定負担額や各園が実費で徴収している費用（教材費、通園バス費、給食費、行事費等）は、無償化の対象外です。

イ 従来制度（私学助成）の私立幼稚園

月額25,700円を上限額として無償化（上限額を超える費用については保護者負担）します。

園が実費徴収している費用（教材費、通園バス費、給食費、行事費等）は無償化の対象外です。

(2) 預かり保育料について

一定の要件を満たす対象者については、預かり保育料についても無償化の対象となります。

ア 無償化の対象者

保育の必要性の認定を受けた方（共働き世帯等、保育所の2号認定と同等）。

イ 無償化の範囲

園に納付した預かり保育料に応じて、1日あたり450円まで、月額11,300円までの範囲で無償化

※幼稚園が実施する預かり保育の、教育時間を含む平日の実施時間が8時間未満又は年間実施日数が200日未満の場合、さらに認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象（上限額は預かり保育利用料とあわせて月額11,300円）

※満3歳児については、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の園児を対象として、利用実態に応じて、1日あたり450円まで、月額16,300円までの範囲で無償化

(3) 給食費について

幼稚園が給食を提供する場合、年収360万円未満相当世帯の全ての子ども、第3子以降の子ども（※）を対象として、費用の一部を補助します。詳細な手続きについては、各施設からご案内します。

※第3子以降の子どもとは、小学校3年生以下の年長の子どもから順に3番目以降の幼稚園、認定こども園(1号)を利用している子どもをいいます。